◇介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（法律第七二号）（厚生労働省）

一　介護保険法の一部改正関係

1　国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならないものとした。（第五条第三項関係）

2　国及び地方公共団体は、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとした。（第五条の二関係）

3　地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」を追加するものとした。指定地域密着型サービス事業者から、これらのサービスを受けたときは、地域密着型介護サービス費を支給するものとした。（第八条第一四項、第一五項及び第二二項並びに第四二条の二第二項関係）

4　都道府県知事又は市町村長は、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又は執行を受けることがなくなるまでの者等については、介護サービス事業者の指定等をしてはならないものとした。（第七〇条第二項等関係）

5　市町村長は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、対象となる期間、区域及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を定めて、指定地域密着型サービス事業者の指定を、公募により行うものとした。（第七八条の一三等関係）

6　都道府県知事は、介護サービス事業者から報告された介護サービス情報を公表するとともに、必要と認める場合に調査を行うことができるものとした。（第一一五条の三五第二項及び第三項関係）

7　市町村は、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業を行うことができるものとした。介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用負担は、介護予防事業と同様とするものとした。（第一一五条の四五、第一二二条の二、第一二六条等関係）

8　市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の見直し

㈠　市町村介護保険事業計画において、認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項等について定めるよう努めるものとした。（第一一七条第三項関係）

㈡　市町村は、当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとした。（第一一七条第五項関係）

㈢　市町村介護保険事業計画は、居住に関する事項を定める計画と調和が保たれたものでなければならないものとし、都道府県介護保険事業支援計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものでなければならないものとした。（第一一七条第七項及び第一一八条第六項関係）

9　都道府県は、平成二四年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができるものとした。（附則第一〇条関係）

二　老人福祉法の一部改正関係

1　有料老人ホーム等の利用者保護

㈠　認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者及び有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならないものとした。（第一四条の四第一項及び第二九条第六項関係）

㈡　認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者及び有料老人ホームの設置者は、前払金を受領する場合においては、入居日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならないものとした。（第一四条の四第三項及び第二九条第八項関係）

2　老人健康保持事業の助成の業務等を行う指定法人に係る規定を削除することとした。（第四章の二関係）

3　市町村及び都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成等に努めるものとした。（第三二条の二関係）

三　社会福祉法の一部改正

複合型サービス福祉事業を第二種社会福祉事業とすることとした。（第二条第三項第四号関係）

四　健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正

介護療養型医療施設について、平成二四年四月一日の時点で指定を受けているものについては、平成三〇年三月三一日までの間、介護療養型医療施設に係る規定は、なおその効力を有するものとした。（附則第一三〇条の二関係）

五　社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

1　介護福祉士による喀痰吸引等の実施

㈠　介護福祉士は、喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行うことを業とするものとした。（第二条第二項関係）

㈡　介護福祉士は、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができるものとした。（第四八条の二第一項関係）

2　介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者は、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができるものとした。（附則第三条第一項関係）

3　自らの事業又はその一環として、医療関係者との連携の確保等の要件を満たし、喀痰吸引等又は特定行為の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないものとした。（第四八条の三第一項及び附則第二〇条第一項関係）

4　この法律の施行の際現に介護の業務に従事し、必要な知識及び技能の修得を終えている特定行為について、喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けた者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証を交付することができるものとした。（改正法附則第一四条関係）

六　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正

介護福祉士の資格取得方法の見直しに係る改正規定の施行期日を、平成二四年四月一日から平成二七年四月一日に変更することとした。（附則第一条関係）

七　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正

福祉用具の研究開発及び普及に係る助成の業務等を行う指定法人に係る規定を削除することとした。（第三章関係）

八　この法律は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、二の2、四、六及び七の改正規定については公布の日から施行することとした。

―――――――――